

「総合事業第一号事業」重要事項説明書

当事者は、ご契約に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人清風会
- (2) 法人所在地 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城1520番地
- (3) 電話番号 0966-78-4070
- (4) 代表者氏名 理事長 六車 資博
- (5) 設立年月日 平成5年9月6日

2. 事業内容

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月31日指定 熊本県213号
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 施設名称 津奈木町デイサービスセンターあけぼの苑
- (4) 施設の所在地 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城1520番地
- (5) 電話番号 0966-78-4070
- (6) センター長 瀧山 恵美
- (7) 当事業所の運営方針
当事業所は、要介護状態、要支援状態にある高齢者を対象に、給食、入浴、機能訓練、生活指導等の各種サービスを提供することによって、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう努めます。
- (8) 開設年月日 平成6年3月7日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（年末年始は除く）
受付時間	8時～17時

サービス提供時間	月曜日～土曜日 10時00分～16時10分
----------	-----------------------

(10) 利用定員 1日30名

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職種の配置状況〉

職 員	専 務	兼 務
1. センター長	名	1 名
2. 介護職員	5 名	2 名
3. 生活相談員	1 名	2 名
4. 看護職員	名	3 名
5. 機能訓練指導員	名	3 名
6. 栄養士	名	1 名

〈主な職種の勤務体制〉

職 員	勤 務 体 制
1 介護職員	勤務時間 8：15～17：30
2 看護職員	勤務時間 8：15～17：30

当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険等から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|--|

〈サービスの概要〉

①食事

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

③機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための運動を実施します。

〈サービス利用料金〉

要支援 1 1, 7 9 6 円 (月額)
 要支援 2 3, 6 2 1 円 (月額)

サービス提供体制加算	Ⅱ
要支援 1	72 円／月
要支援 2	144 円／月

上記金額に「処遇改善加算Ⅰ 11.1%」を加算致します。

介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の材料の提供（食材費） ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

食材費 1 食（おやつ代含む）・・・ 5 5 0 円

重要事項説明書付属文書

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ面積 2, 496.36㎡
- (3) 施設周辺環境

当施設は、津奈木町の中心部に近く、交通利便の地に広い敷地（約1万平方米）を有し、建物も余裕ある設計となっている。また、津奈木温泉の泉源に近いので、施設にも温泉を取り入れ入浴の楽しみを計っている。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
3名の生活相談員を配置しています。

看護職員 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。
3名の看護職員を配置しています。

3. 事故発生時の対応

通所介護サービスの提供により事故は発生した場合には、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、発生した事故について原因を解明し、再発防止策その他必要な措置を講じる等の対応をいたします。

また、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行いますが、当事業所の責に帰すべからざる事由の場合は、この限りではありません。

4. 苦情の受け付けについて

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 担当 高木 早苗 TEL (0966) 78-4070
- 苦情解決責任者 瀧山 恵美 TEL (0966) 78-4070
- 第三者委員 金子 靖氏 TEL (0966) 62-6288
- 第三者委員 石田 ミサ子氏 TEL (0966) 61-2222

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前９：００～午後１７：００
又、苦情受付ボックスを事務所窓口に設置しています。

(２) 行政機関その他苦情受付期間

市・区役所・役場 介護保険担当者	所 在 地 葦北郡津奈木町大字小津奈木２１２３ 電話番号 (０９６６) ７８－３１１１・FAX (０９６６) ７８－３１１６ 受付時間 ８：３０～１７：００
国民健康保険団体連 合会	所 在 地 熊本市健軍２丁目４－１０ 電話番号 (０９６) ３６５－０３２９・FAX (０９６) ２１４－１１０５ 受付番号 ８：３０～１７：３０

5. 福祉サービス第３者評価

福祉サービス第３者評価については受けておりません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護 津奈木町デイサービスセンター あけぼの苑

説明者職員 氏名 林 郁 郎

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 熊本県葦北郡津奈木町大字

氏 名

代理人住所

氏 名